

【参考資料】 事業区分ごとの改正メニュー一覧

各改正項目等の上段について、○は適用、×は非適用。下段については、留意事項。

改正項目等	施行日(施行予定日)	経過措置	一般旅客定期航路事業		特定旅客定期航路事業		旅客不定期航路事業		人の運送をする貨物定期航路事業		人の運送をする不定期航路事業	
			小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型
廃止届の事後制→事前制	令和5年6月11日	無	×		○		○		×		×	
承継の届出制→認可制	令和5年6月11日	無	×		○		○		×		×	
安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実	令和6年4月1日	無	○		○		○		○		○	
安全情報の提供の拡充、国への定期報告	令和6年4月1日	既存事業者は施行より1年	○		○		○		○		○	
特定教育訓練の導入	令和6年4月1日	無	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
特定操縦免許制度の改正	令和6年4月1日	既存受有者は施行より2年	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
許可の更新制の創設	令和6年4月1日	既存事業者は施行より3年	×		×		○	×	×		×	
旅客名簿の備置き義務及び運送引受拒絶	令和6年4月1日	無	○		×		○		×		○	
法定無線設備からの携帯電話の除外	<p>[1]旅客船(旅客定員13人以上の船舶) ・許可船:令和4年11月1日(措置済み) ・許可船以外:令和6年4月1日</p> <p>[2]旅客定員12人以下であって、旅客を搭載して事業に使用される船舶(「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶):令和7年4月1日</p> <p>[3]遊漁船(「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみ)に供す船舶):パブリックコメント等を受けて検討中</p>	現存船は適用日以降の最初の定期的検査まで	○		○		○		○		○	

これまで船員法の適用外であった5トン未満船舶や湖、川又は港のみを航行する船舶について、施行日を基準に訓練の要否を措置

[1]訓練が不要な場合
施行日前に、同一船又は同一の航行水域において、乗り組む予定の職務相当に従事していた場合

[2]訓練が必要な場合
施行日以降に相当職務に復職する場合で、
・施行日までに船舶所有者の変更があった場合
・施行日をまたぎ3年以上経過して復職する場合

航行区域	旅客数	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
		5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内(琵琶湖を除く)							
平水(上記を除く)		業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		
2時間限定沿海		【許可船】業務用無線、衛星電話又は携帯電話 【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は携帯電話			業務用無線又は衛星電話		
沿岸5マイル		業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		
全沿海		業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。P3参照。
 : 対象船舶 (R4.10.28公布の告示で措置済み)
 : 対象船舶

※詳細については以下をご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

【参考資料】 事業区分ごとの改正メニュー一覧

各改正項目等の上段について、○は適用、×は非適用。下段については、留意事項。

改正項目等	施行日(施行予定日)	経過措置	一般旅客定期航路事業		特定旅客定期航路事業		旅客不定期航路事業		人の運送をする貨物定期航路事業		人の運送をする不定期航路事業																																																															
			小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型																																																														
非常用位置等発信装置の積付け	[1]旅客船(旅客定員13人以上の船舶):令和6年4月1日 [2]旅客定員12人以下であって、旅客を搭載して事業に使用される船舶(「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶):令和7年4月1日 [3]遊漁船(「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみ)に供する船舶):パブリックコメント等を受けて検討中	現存船舶は適用日以降の最初の定期検査まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">航行区域</th> <th rowspan="2">旅客数</th> <th colspan="3">①旅客船(旅客定員13人以上)</th> <th colspan="3">②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)</th> </tr> <tr> <th>5トン</th> <th>12m</th> <th>20トン</th> <th>5トン</th> <th>12m</th> <th>20トン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>限定沿海(2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿海</td> <td></td> <td colspan="3">GMDSSにより措置済</td> <td></td> <td colspan="2">GMDSSにより措置済</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務:対象船舶</p>										航行区域	旅客数	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)			5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン	平水								限定沿海(2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)								沿海		GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済																									
航行区域	旅客数	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)																																																																					
		5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン																																																																			
平水																																																																										
限定沿海(2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)																																																																										
沿海		GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済																																																																				
船客傷害賠償責任保険の限度額の引上げ及び公表義務化	令和6年10月1日	既存契約は次回契約更新時まで有効	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○																																																														
届出事業の登録制への移行	令和7年度中	既存事業者は施行より2年	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○																																																														
水密性の確保	令和7年度中	検討中	検討中																																																																							
安全統括管理者・運航管理者の資格者証保有者のうちからの両管理者の選任義務	令和8年度中	既存事業者は施行より1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																														
職務中の運航管理者の船舶への乗組み禁止等	令和8年度中	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																														
改良型救命いかだ等の積付け	パブリックコメント等を受けて、現在検討中	パブリックコメント等を受けて、現在検討中	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">航行区域</th> <th rowspan="2">旅客数</th> <th colspan="3">①旅客船(旅客定員13人以上)</th> <th colspan="3">②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)</th> </tr> <tr> <th>5トン</th> <th>12m</th> <th>20トン</th> <th>5トン</th> <th>12m</th> <th>20トン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川、港内、湖(一部の湖を除外)</td> <td></td> <td colspan="3">救命浮器又は救命いかだ(定員の25%分まで可)</td> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>平水</td> <td></td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)</td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)</td> </tr> <tr> <td>2時間限定沿海</td> <td></td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)</td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)</td> </tr> <tr> <td>沿岸5マイル(20m未満のみ)</td> <td></td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は救命艇</td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は救命艇</td> </tr> <tr> <td>全沿海</td> <td></td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は救命艇</td> <td colspan="3">改良型救命いかだ又は救命艇</td> </tr> <tr> <td>近海以遠</td> <td></td> <td colspan="3">改良型救命いかだ</td> <td colspan="3">改良型救命いかだ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴瀬湖、支笏湖</p>										航行区域	旅客数	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)			5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン	河川、港内、湖(一部の湖を除外)		救命浮器又は救命いかだ(定員の25%分まで可)			-			平水		改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)			改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)			2時間限定沿海		改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)			改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)			沿岸5マイル(20m未満のみ)		改良型救命いかだ又は救命艇			改良型救命いかだ又は救命艇			全沿海		改良型救命いかだ又は救命艇			改良型救命いかだ又は救命艇			近海以遠		改良型救命いかだ			改良型救命いかだ		
航行区域	旅客数	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)																																																																					
		5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン																																																																			
河川、港内、湖(一部の湖を除外)		救命浮器又は救命いかだ(定員の25%分まで可)			-																																																																					
平水		改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)			改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が10度未満に限る)																																																																					
2時間限定沿海		改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)			改良型救命いかだ又は改良型内部収容型救命浮器(最低水温が20度未満(全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る)																																																																					
沿岸5マイル(20m未満のみ)		改良型救命いかだ又は救命艇			改良型救命いかだ又は救命艇																																																																					
全沿海		改良型救命いかだ又は救命艇			改良型救命いかだ又は救命艇																																																																					
近海以遠		改良型救命いかだ			改良型救命いかだ																																																																					